

低濃度PCB廃棄物等掘り起こし調査に関する Q&A

【質 問】

1 関係法令等	3
Q1. PCBとは何ですか？PCB廃棄物とは何ですか？	3
Q2. PCB廃棄物の処分期限はいつですか？	3
Q3. なぜ処分期限が定められているのですか？	3
Q4. 処分期限を過ぎるとどうなりますか？	3
Q5. PCBを含有する機器を使用中ですが、これからも使用し続けてもよいですか？	4
2 調査目的	4
Q6. この調査は県の調査ですか？	4
Q7. この調査の目的は何ですか？	4
Q8. 調査の結果は何に利用するのですか？	4
Q9. 調査票による回答は義務(法律によるもの)でしょうか(返信をしないと罰則等がありますか)？	4
3 調査対象	4
Q10. なぜうちに調査依頼が届いたのですか(調査対象者はどういった者ですか)？	4
Q11. 既に廃業していますが、調査する必要がありますか？	5
Q12. 売却や解体などにより建物は既に所有していませんが、調査する必要がありますか？	5
Q13. 建物は現在使用していませんが、調査する必要がありますか？	5
Q14. 賃貸ビルでPCBが含まれた電気機器が発見された場合、処理責任者は誰になりますか？	5
Q15. 変圧器のメンテナンスのために中の油の入れ換えをしている場合は、必ず分析が必要でしょうか。	5
Q16. 電気機器のメーカーに問い合わせても、古すぎてPCB汚染されているか不明と回答された場合、 どのように対応すれば良いですか？	5
Q17. 低濃度PCB廃棄物をみなし処分する場合、各種届出のタイミングはいつでしょうか？	5
Q18. 山形市や県外にも建物を所有していますが、調査する必要がありますか？	5

4 報告方法

.....	6
Q19. 既にPCBが含まれた電気機器について、PCB特措法の届出をしていますが、報告は必要ですか？	6
Q20. 建物の所有者が破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？	6
【参考】低濃度PCBが含まれる電気機器の処理に必要な手続き	7

【回答】

1 関係法令等

Q1. PCBとは何ですか？PCB廃棄物とは何ですか？

A1. 「PCB」とは、ポリ塩化ビフェニルという化学物質の略称です。

熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高い、水に溶けにくい、沸点が高いなどの特徴があるため、電気機器の絶縁油として、変圧器、コンデンサー、安定器等の電気機器をはじめとした幅広い用途で利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件等をきっかけとして、人体への悪影響が社会問題化し、昭和47年に製造が中止されました。

「PCB廃棄物」とは、PCBを含有している物が、廃棄物になったものをいい、「PCB特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）に定められている処分期限までに処分に関する委託契約を完了しなければなりません。

Q2. PCB廃棄物の処分期限はいつですか？

A2. PCB特別措置法の中で、PCBの濃度及び種類に応じて処分期限が次のとおり定められています。

PCBの濃度区分	種類	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー等	令和4(2022)年3月31日【終了】
	安定器・汚染物等	令和5(2023)年3月31日【終了】
低濃度	全て	令和9(2027)年3月31日

※高濃度PCB廃棄物については処分期間が既に終了しています。万が一発見しましたら、速やかに県（山形市内の場合は山形市）にご連絡ください。

Q3. なぜ処分期限が定められているのですか？

A3. PCBは毒性が強いことから、国際条約であるPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）で令和10年までの適正処理が定められており、その条約に調印した日本ではPCB特別措置法により、PCB廃棄物の処分期限を定めております。

Q4. 処分期限を過ぎるとどうなりますか？

A4. PCB特別措置法に違反することとなり、県による行政処分（改善命令）の対象となる場合があります。

Q5. PCBを含有する機器を使用中ですが、これからも使用し続けてもよいですか？

A5. PCBを含有する機器等については、PCB特別措置法で定める処分期限まで使用できますが、できるだけ早期に機器を交換し、処分するようお願いします。PCBの分析が必要な場合で使用中に油の採取ができない電気機器は処分する前にPCB分析が必要であること明確に表示するなど適切な管理をお願いします。

2 調査目的

Q6. この調査は県の調査ですか？

A6. はい。この調査は山形県が実施しているものです。

Q7. この調査の目的は何ですか？

A7. PCB特別措置法によりPCBを含有する電気機器は処分期限が定められており、低濃度のPCBを含有する電気機器は2027年（令和9年）3月31日までに処分しなければなりません。期限までに処分を完了していただくため、県が把握していない機器の保有状況を確認するために当調査を実施しています。

電気事業法に定める**自家用電気工作物**の調査にあたっては**電気主任技術者等**へご相談ください。また、それ以外の電気機器類（**非自家用電気工作物**）の調査にあたっては自ら**メーカー**等に確認するか、**電気工事業者等**へ依頼し確認してください。

Q8. 調査の結果は何に利用するのですか？

A8. PCB含有機器を発見された場合には、処分に向けた手続きをご案内いたします。なお、調査で知り得た情報は適切に管理いたします。

Q9. 調査票による回答は義務（法律によるもの）でしょうか（返信をしないと罰則等がありますか）？

A9. 義務ではありませんが、PCB含有機器の処分期限が迫っており、処分漏れが生じないよう、情報収集をしております。非自家用電気工作物等、当初から想定されていなかった電気機器にもPCBが含まれている事案が発覚しておりますので、再度入念な調査にご協力をお願いします。

3 調査対象

Q10. なぜうちに調査依頼が届いたのですか（調査対象者はこういった者ですか）？

A10. 電気事業法に基づき自家用電気工作物設置届出をされている、もしくは現在は廃止されているが過去に届出されていた方へ送付しています。社内の電気設備の管理を担当されている方へご相談のうえ、調査の実施をお願いします。

Q11. 既に廃業していますが、調査する必要がありますか？

A11. はい。廃業していても、PCBが含まれた電気機器が建物内に残されたままになっている可能性があるため、ご確認をお願いします。

Q12. 解体などにより建物は既に所有していませんが、調査する必要がありますか？

A12. はい。その場合、売却や解体した際に、元々建物に設置されていた電気機器が、取り外されて別の倉庫などに保管されていた事例がありますので、どこかに保管されていないかどうかご確認をお願いします。

(参考)低濃度PCB廃棄物発見事例(環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/about/examples.html>

Q13. 建物は現在使用していませんが、調査する必要がありますか？

A13. はい。現在使用していない建物であっても、PCBが含まれた電気機器が残っている可能性があるため、ご確認をお願いします。

Q14. 賃貸ビルでPCBが含まれた電気機器が発見された場合、処理責任者は誰になりますか？

A14. 事業活動に伴って保管している事業者が処理の責任を有します。例えば、賃貸ビルの備え付け設備としてPCB含有機器が設置されている場合には、ビルの所有者が保管事業者になり得ますが、賃貸ビルにテナントとして入った事業者がPCB含有機器を取り付けた場合には、テナント事業者が保管事業者になり得る等、個々の経緯にもよります。ご不明な場合には県へご相談ください。

Q15. 変圧器のメンテナンスのために中の油の入れ変えをしている場合は、必ず分析が必要でしょうか。

A15. PCBに汚染されていないことが確認できないのであれば、分析をお願いします。

Q16. 電気機器のメーカーに問い合わせても、古すぎてPCB汚染されているか不明と回答された場合、どのように対応すれば良いですか？

A16. PCBに汚染されていないことが確認できないのであれば、分析をお願いいたします。封じ切り機器や小型変圧器等は、銘板情報などから高濃度PCBに該当しないことが明らかであれば、分析をしなくとも低濃度PCB廃棄物とみなして処分することが可能です。なお、その場合であっても県への届出をお願いします。

Q17. 低濃度PCB廃棄物をみなし処分する場合、各種届出のタイミングはいつでしょうか？

A17. 低濃度PCB廃棄物と見なして処理する計画を立てられた段階で届出を行ってください。

Q18. 山形市や県外にも建物を所有していますが、調査する必要がありますか？

A18. 今回の調査は県が実施するものですので、山形市・県外の建物は対象外としております。ただし、山形市や県外自治体から別途調査依頼がある可能性があります。

4 報告方法

Q19. 既にPCBが含まれた電気機器について、PCB特措法の届出をしていますが、報告は必要ですか？

A19. 大変お手数ですが、PCB特措法の届出者のお名前についてご報告をお願いします。

Q20. 建物の所有者が破産手続き中の場合は、どうすればよいですか？

A20. 破産管財人の氏名及び連絡先についてご報告をお願いします。

【参考】低濃度PCBが含まれる電気機器の処理に必要な手続き

1. 山形県への届出

新たにPCBが含まれる電気機器の保管・使用が判明した場合、法令(PCB特別措置法)に基づき届出が必要となります。届出先、届出様式等の詳細は、山形県ホームページ「PCB廃棄物(高濃度PCB使用製品)関係の届出と縦覧」をご覧ください。

[「PCB廃棄物\(高濃度PCB使用製品\)関係の届出と縦覧」](#)

<https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/pcbhaikibutsu/pcb-style.html>

2. 低濃度PCB廃棄物の処理方法

低濃度PCB廃棄物は、環境大臣による認定施設または都道府県知事による許可施設で処分することができます。施設一覧は環境省ホームページをご覧ください。

[「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」](#)

[「廃棄物処理法に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた事業者」](#)

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

※無害化処理認定施設の中から、保管事業者の方が選択し、個別に処分を依頼する必要があります。

※無害化処理認定施設によっては、取り扱うことができるPCB廃棄物の種類が限定されている場合があります。

処理施設までの収集運搬は、山形県と処理施設の所在地を所管する都道府県知事又は政令市の許可を受けた者に委託する必要があります。山形県の許可がある収集運搬業者の一覧は山形県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/2285/pcbunpan.pdf>